

四 半 期 報 告 書

(金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく報告書)

(第66期第1四半期)

自 平成23年4月1日
至 平成23年6月30日

生 化 学 工 業 株 式 会 社

東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

(E00970)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 6
- (2) 新株予約権等の状況 6
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 6
- (4) ライツプランの内容 6
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 6
- (6) 大株主の状況 6
- (7) 議決権の状況 7

2 役員等の状況 7

第4 経理の状況 8

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 9
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 11
 - 四半期連結損益計算書 11
 - 四半期連結包括利益計算書 12

2 その他 16

第二部 提出会社の保証会社等の情報 17

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月8日
【四半期会計期間】	第66期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）
【会社名】	生化学工業株式会社
【英訳名】	SEIKAGAKU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水谷 建
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【電話番号】	03（5220）8950（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 関 広之
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【電話番号】	03（5220）8950（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 関 広之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第65期 第1四半期 連結累計期間	第66期 第1四半期 連結累計期間	第65期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高 (百万円)	7,171	6,897	27,117
経常利益 (百万円)	1,173	1,630	4,159
四半期(当期)純利益 (百万円)	736	1,041	2,451
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	551	1,156	2,101
純資産額 (百万円)	55,267	56,553	56,106
総資産額 (百万円)	62,038	63,397	62,684
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	12.96	18.33	43.16
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	89.1	89.2	89.5

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第65期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
4. 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」につきましては、潜在株式がないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の売上高は、前年同期と比べ3.8%減少し、68億9千7百万円となりました。これは、前年同期に国内アルツの出荷が高水準であった反動による減少を米国および中国向け販売数量増で補ったものの、円高の影響を受けたことや機能化学品が減少したことによるものです。

利益につきましては、高萩工場第4製剤棟の減価償却費等の原価減少などにより売上総利益が若干増加したことに加え、腰椎椎間板ヘルニア治療剤「SI-6603」関連の研究開発費が減少したことなどにより、営業利益は16億4千6百万円（前年同期比33.9%増）、経常利益は16億3千万円（同38.9%増）、四半期純利益は10億4千1百万円（同41.4%増）となりました。

セグメント別の売上概況

<医薬品>

・国内

関節機能改善剤アルツの国内市場は、高齢者人口が増加していることに加え、販売提携先の科研製薬株式会社とともに推進している変形性膝関節症の疾患啓発活動の効果により、引き続き拡大しました。アルツについては、先発品としてのブランド力を活用した拡販に注力したことで医療機関納入本数が増加し、市場シェアも拡大しました。しかしながら、当社の売上は、前年同期にプラスチック容器の新規投入により、販売提携先向けの出荷が高水準であったことから減少しました。

眼科手術補助剤オメガンは、販売提携先の参天製薬株式会社と連携して、引き続きターゲットを絞った販売促進活動に努めました。医療機関納入本数は、震災の影響による白内障手術件数の減少や競合激化により減少しましたが、販売提携先の在庫調整があり、当社の売上は増加しました。

内視鏡用粘膜下注入材ムコアップは、販売提携先のジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社とともに、内視鏡手術の手法を浸透させる啓発活動に注力したこともあり、売上を伸ばしました。

・海外

米国向けスパルツの現地販売は、一部民間保険会社の償還厳格化の影響が一巡したことや、比較的価格が高いスペシャリティーマシー（医薬品卸会社）経由の販売増加により、前年同期と比べ減少幅が縮小しました。当社からの輸出売上は、円高の影響を受けたものの販売提携先の現地在庫積み増しなどにより増加しました。また、中国向けは、主要都市を中心とした医療機関で高い品質や世界的な使用実績が評価されており、引き続き売上を伸ばしました。

これらの結果、医薬品の売上高は55億8千7百万円（同1.0%減）となりました。

<機能化学品>

海外での品質管理向けエンドトキシン測定試薬などが堅調に推移したものの、円高の影響に加え、ヒアルロン酸原体の出荷時期ずれや、前年同期に行った体外診断用医薬品事業譲渡の影響があり、機能化学品の売上高は13億9百万円（同14.3%減）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

1. 当社グループの対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの対処すべき課題について重要な変更はありません。

2. 会社の支配に関する基本方針

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

当社は、研究開発型製薬企業であることから、事業成長の源泉である新しい医薬品の研究開発に多大な時間を要するとともに、長期にわたる継続的な資源の投下が必須です。したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、企業価値向上のための長期的な投資の必要性を十分理解いただき、当社の企業価値及び

株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保、向上していくことを可能とする株主であることが望ましいと当社は考えています。

そもそも、上場会社の株主は株式市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社は、株式会社の支配権の移転を伴うような当社株式の大規模な買付行為も、これに応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の自由な意思に基づいて行われるべきであると考えています。

しかしながら、大規模な買付行為は、それが成就すれば、当社の経営に直ちに大きな影響を与えるだけの支配権を取得するものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を有していることから、当該買付行為を行う者に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆さまが、当該買付行為により当社の企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難です。このため、当社は、以下を行うことは当社の取締役としての責務であると考えています。

- ・大規模な買付行為を行う者から株主の皆さまの判断に必要なかつ十分な情報を提供させること
- ・大規模買付行為を行う者の提案する経営方針等が当社の企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して、株主の皆さまの判断の参考として提供すること
- ・必要に応じて、当社取締役会が大規模な買付行為又は当社の経営方針等に関して買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社の経営方針等に関して当社取締役会としての代替的提案を株主の皆さまに提示すること

さらに、現在の日本の資本市場と法制度の下においては、当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模な買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあります。したがって、当社は、大規模な買付行為を行う者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模な買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、当社の取締役としての責務であると考えています。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

①経営の中長期的な重点課題と施策

当社は、「独創、公正、夢と情熱」を経営綱領として掲げ、従来から取り組んでいる糖質科学を中心とした独創的な医薬品等の開発・供給を通して、世界の人々の健康で心豊かな生活の向上に貢献する事業活動を展開しています。また、製薬企業としての社会的使命及び責任を深く自覚し、高い倫理観のもと法令遵守を徹底するとともに、株主をはじめとするステークホルダーの皆さまとの信頼関係の強化に努めることによって、企業価値の向上に重点をおいた経営を推進しています。

医薬品産業の経営環境は、深刻化する医療財政の逼迫や国境を越えた企業の大型再編、創薬研究の技術革新とそれに伴う新薬開発競争の激化などにより、大きな変革期にあります。

このような状況のなか、当社は、「生化学工業10年ビジョン」を策定し、得意分野である糖質科学に研究開発の焦点を合わせて、『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として発展することを目指しています。その第一ステップとして、平成21年4月よりGPS (Global, Powerful, Sustainable) をスローガンとした3カ年の中期経営計画をスタートさせ、ビジョンの実現に向けた基盤作りに取り組んでいます。

《生化学工業10年ビジョン》

- ・コンスタントなペースで新薬（医療機器を含む）を上市し、3年程度に1つ経営の柱となり得る市場を開拓できる実力を涵養する。
- ・糖質科学に研究開発の焦点を絞って、国際競争力を確立する『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として着実な成長を持続する。

＜10年ビジョンの基本となる考え方＞

- ・糖質科学をリードする研究活動を通じて新薬（医療機器を含む）を開発する。
- ・常に他社を凌駕できる技術開発力を競争の源泉とする。
- ・参入する全ての市場でトップシェアを目指す。

《中期経営計画》（平成22年3月期～平成24年3月期）

- ・10年ビジョンの実現に不可欠な「基礎体力の養成と体制の構築」を行う。
- ・スローガン：GPS (Global, Powerful, Sustainable)

「自らの現在位置を正しく把握したうえで、将来に向けての正しい方向性を確保していく」

Global：国境を越えた情報収集・連携・営業活動により事業機会を広げる。

米国市場における次期戦略製品として位置づけている、単回投与の関節機能改善剤「Ge1-One（ジェル・ワン）」（開発コード：「Ge1-200」）について、平成23年3月に米国食品医薬品局（FDA）より医療機器としての承認を取得しました。米国では人口の高齢化に伴い、変形性膝関節症の発症率が増加傾向にあり、少ない投与回数で長期の効果を発揮する関節注射剤へのニーズが高まっています。すでに上市している複数回投与製品のスパルツに加え、単回投与のジェル・ワンをラインアップすることにより、変形性膝関節症患者の方々に治療の選択肢を提供するとともに、米国における当社製品のプレゼンス強化を図っていきます。

米国以外の市場では、中国でのアルツの販売が順調に推移しています。インフレや不動産価格の高騰など中国経済は一定のリスクも内包していますが、内陸部の発展などを考えると市場の潜在的な成長余地は大きく、今後も販売提携先と協力しながら打つべき施策をタイミングよく実施し、市場拡大の努力を続けていきます。

国内のアルツについては、高齢者人口の増加に加え、ここ数年取り組んでいる疾患啓発活動が寄与していることもあり、市場は拡大基調で推移しています。定期的実施される薬価改定による収益減を拡販で補うべく、積極的な営業活動を展開してまいります。また、今後予想されるアルツディスポの需要増加に対応するために、平成23年5月より高萩工場に第5製剤棟を新設する計画に着手しています。

Powerful : ビジョンの実現化を可能とする組織力の強化を図る。

平成22年10月に研究開発テーマの導入及び共同開発先の探索等のライセンス活動の強化を狙い、従来、研究開発本部の傘下としていた「ライセンス部」を社長直轄の組織に変更しました。これにより、自社開発と開発品導入の補完を適切かつ円滑に実行し、パイプラインの充実を促進してまいります。

さらに、平成23年3月には、当社の子会社である生化学バイオビジネス株式会社の研究用試薬事業を廃止することを決定しました。同事業を取り巻く環境は、マーケット構造の変化に加え、国の財政悪化の影響を受け研究施設の統廃合が進むなか、競合他社の参入等もあり、厳しさを増しています。当社は、生化学バイオビジネス株式会社とともに、同事業の方向性について検討を重ねた結果、将来における収益の拡大は望めないものと判断し、医薬品原体、エンドトキシン及びβグルカン測定試薬に関わる領域に経営資源を集中させることで、さらなる事業拡大を図ることとしました。

Sustainable : 社会規範を尊重し、存続意義を認知され続ける企業となる。

株主をはじめとするステークホルダーの皆さまからの信頼を確保するために、高い倫理感と強い責任感を持ち、常にコンプライアンスを意識した、誠実な企業活動の徹底と、コーポレート・ガバナンスの向上に努めることで、引き続き経営の透明性の向上を図ります。

また、欧州を中心とした先進各国の財政事情の悪化や、中東の政情不安など、世界各国で販売活動を展開する当社の経営に影響を及ぼす可能性のある社会動向を常に注視し、即応できる体制を整えてまいります。

《大規模災害への対策》

東日本大震災による被害状況等の分析を通じて、当社グループのリスク要因の見直しを行い、大規模災害に対する危機管理体制のさらなる強化を図ります。

②コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンスの徹底

コーポレート・ガバナンスは当社にとって最重要経営課題の一つであり、的確な情報収集、意思決定の迅速化と機能強化を図っています。当社のコーポレート・ガバナンスに関する具体的な考え方、施策は以下のとおりです。

- ・取締役会の監督機能の強化を目的として、社外取締役1名を選任しています。
- ・経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の構築を目的として、取締役の任期を1年としています。
- ・取締役会の機能を意思決定と業務執行監督機能に限定し、業務執行機能を分離するため執行役員制度を導入しています。
- ・常勤取締役及び執行役員が参加する経営会議を原則毎週開催し、経営上の問題点の把握及び対処方法決定の迅速化を図っています。
- ・社内監査役2名、社外監査役3名の計5名により、監査体制の強化に努めています。

また、コンプライアンスに関しても、社会的な倫理規範を加えたコンプライアンス・プログラムを制定するとともに、コンプライアンス推進委員会を設置し、法令遵守の徹底に努めています。

③株主利益向上のための施策

当社は、株主価値の向上を重要な経営課題の一つとして位置づけています。株主の皆さまへの利益還元につきましては、配当性向を重視した業績連動型の配当政策を導入し、1株当たり年間20円をベースとして、配当性向30%を維持しつつさらなる向上を目指してまいります。

内部留保については、中長期的な事業成長等を実現するため、研究開発や設備投資等に充当してまいります。また、資本効率の向上を目的として自己株式の取得など機動的な資本政策を実施しています。

さらに、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役、監査役を対象とした株価連動型報酬制度を導入しています。これにより、役員報酬と株主の皆さまの利益との連動性を一層向上させ、会社業績に対する経営責任を明確化し、株主価値の増大を推進しています。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式の大規模買付行為に対する対応策（以下「本プラン」といいます。）を定めています。

①大規模買付ルールの設定

本プランは、当社株式の大規模買付行為を行う場合に大規模買付者に従っていただくべきルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）として次のことを定めています。

(i) 株主の皆さま及び当社取締役会による判断を可能にするため、事前に当該大規模買付行為に関する必要な情報を提供いただくこと

(ii) 当社取締役会が、当該大規模買付行為についての検討・評価等を行い、大規模買付者と交渉し、株主の皆さまに意見・代替的提案等を提示させていただくため、一定期間は大規模買付行為を行わないこととしていただくこと

②大規模買付行為に対する対抗措置の発動に関する要件及び手続並びに内容

本プランは、当社が大規模買付行為に対して発動する対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）について、次のことを定めています。

(i) 対抗措置の発動要件として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損するものである場合に限って発動しうること。

(ii) 対抗措置の発動手続として、原則、下記③の独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会の決議をもって発動すること。なお、対抗措置の必要性・相当性について株主意思を確認することが適切と判断される場合には、株主総会を開催することができる。

(iii) 対抗措置の内容として、新株予約権の無償割当てによること。

③独立委員会の設置

本プランは、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者で構成される独立委員会を設置することを定めています。

本プランは、平成20年6月20日開催の第62回定時株主総会の承認を受けて導入された当社株式の大規模買付行為に関する対応策を一部変更の上、継続することを平成23年5月11日開催の取締役会において決議し、平成23年6月21日開催の第65回定時株主総会において承認を得ており、その全文は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.seikagaku.co.jp/corporate/kaitsuke.html>) に掲載しております。

Ⅳ. 上記の取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値及び株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

①基本方針の実現に資する取組み（上記Ⅱ）について

上記Ⅱに記載した企業価値の向上のための取組みは、当社の企業価値及び株主共同の利益を持続的に確保・向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。したがって、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

②基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組み（上記Ⅲ）について

上記Ⅲに記載した本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として導入するものです。その導入・継続にあたりましては、当社株主総会において株主の皆さまの承認を得ることを条件としています。また、本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が満たされない限りは、対抗措置が発動されないように設定されています。さらに、当社取締役会は、対抗措置の発動に際して、対抗措置の発動の是非につき、独立委員会に諮問するものとされ、一定の場合には、株主の皆さまの意思を確認することとしています。

したがって、本プランは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

(3) 研究開発活動

当社グループは、専門分野としている糖質科学に研究開発の焦点を合わせて、世界の人々の健康で心豊かな生活に貢献する『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として発展することを目指しています。今後の事業成長の鍵を握る新製品の早期かつ継続的な上市を実現するために、自社開発・開発品導入をバランスよく推進するとともに、内外のネットワークの強化や組織体制の整備に努めています。

当第1四半期連結累計期間における研究開発費の総額は12億6百万円（対連結売上高比17.5%）となりました。なお、研究開発活動について、重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	234,000,000
計	234,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	58,584,093	58,584,093	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	58,584,093	58,584,093	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	—	58,584,093	—	3,840	—	5,301

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

（平成23年6月30日現在）

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）（注）1	普通株式 1,776,500	—	—
完全議決権株式（その他）（注）2	普通株式 56,710,300	567,103	—
単元未満株式（注）3	普通株式 97,293	—	—
発行済株式総数	58,584,093	—	—
総株主の議決権	—	567,103	—

（注）1. 「完全議決権株式（自己株式等）」欄は、全て当社所有の自己株式であります。

2. 「完全議決権株式（その他）」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が4,000株（議決権の数40個）含まれております。

3. 「単元未満株式」の株式数の欄には、当社所有の自己株式65株が含まれております。

②【自己株式等】

（平成23年6月30日現在）

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
生化学工業株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	1,776,500	—	1,776,500	3.03
計	—	1,776,500	—	1,776,500	3.03

（注）上記「①発行済株式」の表に記載された自己株式等の内訳を記載しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,746	6,135
受取手形及び売掛金	7,458	7,718
有価証券	6,214	8,883
商品及び製品	2,486	2,637
仕掛品	781	800
原材料及び貯蔵品	859	752
繰延税金資産	679	683
その他	1,488	894
貸倒引当金	△1	△1
流動資産合計	26,714	28,503
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	13,857	13,876
減価償却累計額	△8,604	△8,700
建物及び構築物（純額）	5,253	5,175
機械装置及び運搬具	10,470	10,547
減価償却累計額	△8,148	△8,379
機械装置及び運搬具（純額）	2,322	2,168
土地	801	802
リース資産	1,436	1,449
減価償却累計額	△638	△693
リース資産（純額）	798	756
建設仮勘定	576	880
その他	2,549	2,616
減価償却累計額	△2,008	△2,075
その他（純額）	540	541
有形固定資産合計	10,292	10,324
無形固定資産		
その他	330	313
無形固定資産合計	330	313
投資その他の資産		
投資有価証券	23,391	22,327
長期貸付金	240	240
繰延税金資産	130	132
その他	1,849	1,819
貸倒引当金	△264	△264
投資その他の資産合計	25,346	24,255
固定資産合計	35,969	34,893
資産合計	62,684	63,397

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	977	949
リース債務	210	203
未払法人税等	448	562
賞与引当金	629	314
災害損失引当金	343	323
その他	2,163	2,696
流動負債合計	4,773	5,051
固定負債		
長期借入金	700	700
リース債務	573	534
繰延税金負債	349	376
資産除去債務	83	84
その他	96	96
固定負債合計	1,803	1,792
負債合計	6,577	6,843
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,840	3,840
資本剰余金	5,301	5,301
利益剰余金	49,154	49,485
自己株式	△2,077	△2,077
株主資本合計	56,219	56,550
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	669	706
為替換算調整勘定	△781	△702
その他の包括利益累計額合計	△112	3
純資産合計	56,106	56,553
負債純資産合計	62,684	63,397

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	7,171	6,897
売上原価	2,791	2,452
売上総利益	4,380	4,445
販売費及び一般管理費		
販売手数料	525	482
人件費	415	423
賞与引当金繰入額	95	93
退職給付費用	16	24
研究開発費	1,495	1,206
その他	603	568
販売費及び一般管理費合計	3,150	2,798
営業利益	1,229	1,646
営業外収益		
受取利息	54	55
受取配当金	69	86
その他	16	9
営業外収益合計	140	150
営業外費用		
支払利息	12	10
為替差損	176	69
投資有価証券評価損	—	50
固定資産除却損	2	8
その他	4	27
営業外費用合計	196	167
経常利益	1,173	1,630
特別損失		
災害による損失	—	71
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	51	—
特別損失合計	51	71
税金等調整前四半期純利益	1,122	1,558
法人税、住民税及び事業税	386	516
法人税等調整額	△0	1
法人税等合計	385	517
少数株主損益調整前四半期純利益	736	1,041
四半期純利益	736	1,041

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	736	1,041
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△234	36
為替換算調整勘定	49	78
その他の包括利益合計	△184	115
四半期包括利益	551	1,156
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	551	1,156
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、見積実効税率に係る法人税等調整額は、法人税、住民税及び事業税に含まれております。

【追加情報】

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
	当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)
該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)
該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)
当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費	551百万円	438百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月18日 定時株主総会	普通株式	710百万円	12円50銭	平成22年3月31日	平成22年6月21日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

剰余金の配当

「1. 配当に関する事項」をご参照下さい。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月21日 定時株主総会	普通株式	710百万円	12円50銭	平成23年3月31日	平成23年6月22日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	医薬品	機能化学品	計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,642	1,528	7,171	—	7,171
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	19	19	△19	—
計	5,642	1,547	7,190	△19	7,171
セグメント利益	826	403	1,229	—	1,229

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	医薬品	機能化学品	計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,587	1,309	6,897	—	6,897
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	20	20	△20	—
計	5,587	1,330	6,918	△20	6,897
セグメント利益	1,293	352	1,646	—	1,646

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	12円96銭	18円33銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	736	1,041
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	736	1,041
普通株式の期中平均株式数 (千株)	56,807	56,807

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

訴訟

当社は、米国マサチューセッツ地区連邦地方裁判所において、ジェンザイム コーポレーションから、平成23年3月に米国食品医薬品局 (FDA) より医療機器として承認を取得した関節機能改善剤ジェル・ワンが、同社の保有する2件の米国特許を侵害するものとして、訴訟提起を受けています。当社では、ジェル・ワンを防御するために、適切な法的手続きを講じていきます。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月8日

生化学工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 敬子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている生化学工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、生化学工業株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。